

平成28年9月16日（金）

於・特許庁16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会

第10回審査基準専門委員会ワーキンググループ

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 特許技監挨拶	2
3. I o T関連技術に関する事例の追加について	4
4. 全面改訂審査基準（平成 27 年 9 月 16 日公表）の諸外国への周知状況について プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する対応状況について 食品の用途発明に関する対応状況について	23
5. 閉 会	29

1. 開 会

○田中座長 それでは、委員の皆様方も全員おそろいでございますので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会第10回審査基準専門委員会ワーキンググループを開催いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。今回は、大きく分けて4つの議題につきまして事務局から報告がありますので、委員の皆様方から御意見をいただきたいと思っております。1つ目は、「IoT関連技術に関する事例の追加について」でございます。2つ目は、平成27年9月16日に公表いたしました「全面改訂審査基準の諸外国への周知状況について」でございます。3つ目は、「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する対応状況について」、4つ目は、「食品の用途発明に関する対応状況について」でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回から、お手元にありますようにタブレット端末を使用することになっておりますので、まずは事務局からタブレット端末の使用方法などについて説明をお願いします。

○田村審査基準室長 現在、経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても議事次第・配付資料一覧、委員名簿、資料1から4、伊藤委員御提出資料、その他の参考資料につきましては、タブレットでござらんいただくこととしました。

なお、座席表及びタブレットの使い方、資料1の一部、事例部分に関してですが、そちらにつきましてはお手元に紙で配付しております。

簡単にタブレットの使用方法を説明させていただきます。お手元の「タブレットの使い方」という紙をござらんになりながら、タブレットをさわっていただければと思います。

タブレットを横向きにお持ちいただいて、右上のほうに電源のボタンがございます。そちらを押していただきますと、画面が立ち上がります。画面のところに鍵のマークが出ていると思いますが、そちらを指でタッチして、右のほうに動かしていただくと画面が開くようになっております。

画面が開きますと、本棚のような画面が出てまいります。そちらにファイルが入っていることを御確認いただけますでしょうか。例えば、資料1、資料2となっているかと思いますが、そちらを指でタッチしていただきますと、そのファイルが開きます。あとは、ページを右から左へ向けて指でめくるような感覚で、指を画面上で動かしますと次のページ

に移りますので、このような形で資料を参照いただければと思います。

また、現在ごらんの資料と違う資料をごらんになりたい場合には、左上のほうに「一覧へ」というボタンがございます。「一覧へ」を押していただきますと、また本棚のところに戻りますので、そちらのほうでごらんになりたい資料を選んでいただければ、中身を確認いただけるというつくりになってございます。

本棚には「報告」と「配付」の欄があり、「報告」の欄に本日説明します議事次第・配付資料一覧、委員名簿、資料1から4及び伊藤委員御提出資料を格納しています。「配付」の欄には、その他の参考資料を格納しています。操作でお困りになったときには手を挙げて合図をしていただければ、今手を挙げております担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中座長 今回、委員構成に変更がありましたので、続けて事務局から御紹介をお願いいたします。

○田村審査基準室長 では、委員名簿をごらんいただけますでしょうか。第8回会合及び第9回会合では、日本ジェネリック製薬協会、テバ製薬株式会社の岩崎委員、農薬工業会、クミアイ化学工業株式会社の柴山委員、日本製薬工業協会、第一三共株式会社の宮内委員に御参加いただき、特許権の存続期間の延長に関する審査基準の改訂について御審議いただきました。

特許権の存続期間の延長に関する審議事項につきましては、第9回会合におきまして委員の皆様から御了承いただきましたので、今回から3名の委員は委員から外れております。

また、日本経済団体連合会御推薦の委員が八島委員から変更となり、新たに日本経済団体連合会御推薦の三菱電機株式会社 知的財産センター 特許企画部担当部長・小高邦夫委員に加わっていただきまして、現在の委員名簿のとりの委員構成となっております。

本日は7名の委員に御出席いただいております。浅見委員、本田委員は所用のため御欠席です。

○田中座長 ありがとうございます。

2. 特許技監挨拶

○田中座長 それでは、特許庁を代表して、小柳特許技監から一言御挨拶をお願いいたします。

○小柳技監 特許技監の小柳でございます。

前回の開催から少し時間があきましたので、簡単に一言御挨拶させていただきます。

まず、本日は田中座長を初めといたしまして委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

このワーキンググループではこれまで9回会合が持たれまして、審査基準の改訂とか、審査ハンドブックの充実について御審議をいただけてきました。委員の皆様からは、数多くの貴重な御意見をいただきましたこと、改めまして感謝申し上げたいと思います。

本日でございますが、先ほど田中座長から4点について本日の議題ということで御紹介いただきましたが、私から簡単に補足的な説明をさせていただきますと、まず1点目でございますが、昨今、第4次産業革命という流れの中で注目を浴びておりますI o T関連技術でございます。これにつきましては、さまざまな技術が分野横断的に関連しているということで、いろんな分野にこのI o T関連技術ということで出願されることが想定されますし、また実際にそういう傾向が少し出てきているところでございます。これにつきましては、現時点での特許庁の特許審査の考え方を明確に示したいということで、事例の追加を審査ハンドブックにやっていきたいというところでございます。このワーキンググループの委員の皆さんからの御意見を考慮しながらさらに充実に努めていきたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

また、昨年全面改訂をいたしました審査基準につきましては、諸外国への周知をかなり積極的にこの1年間やってきましたので、その辺を中心に御説明させていただきたいと思っております。

それから、プロダクト・バイ・プロセス・クレームと食品の用途発明については、このワーキンググループで御審議いただいた後の状況について特許庁としてどういう対応をしてきたかについて、御説明をさせていただきたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願ひいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○田村審査基準室長 タブレットでごらんいただければと思います。「I o T関連技術に関する事例の追加について」という資料1。「全面改訂審査基準の諸外国への周知状況について」という資料2。「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する対応状況について」という資料3。「食品の用途発明に関する対応状況について」という資料4。伊藤委員御提

出の参考資料1-2を「報告」の欄に格納してございます。

次に、タブレットの「配付」の欄に格納しました資料について御案内させていただきます。こちらでは、「各国法令・審査基準との比較～発明該当性、新規性、進歩性に係る主要項目について～」という参考資料1-1。プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査基準該当部分の参考資料3-1。プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する審査ハンドブック該当部分の参考資料3-2。食品の用途発明に関する審査基準該当部分の参考資料4-1。食品の用途発明に関する審査ハンドブック事例の参考資料4-2が格納されています。

以上でございますが、御不明な点等ございませんでしょうか。

それから、もう一点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際には、お手元のマイクのスイッチボタンを押していただき、マイクを近づけて御発言をお願いいたします。また、御発言が終了しましたらスイッチをお切りください。どうぞよろしく願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

3. I o T関連技術に関する事例の追加について

○田中座長 それでは、1つ目の議題の説明に移ります。まず、この点につきまして事務局から説明をお願いします。

○田村審査基準室長 では、資料1「I o T関連技術に関する事例の追加について」のファイルをあげていただけますでしょうか。

こちらの2ページをごらんください。ページ番号は各ページの右下に記載しております。最初に、I o T関連技術について紹介させていただきます。次に、関連する審査基準等について。そして、事例の追加について紹介させていただき、最後に今後の対応を申し上げます。

では、4ページをごらんいただけますでしょうか。本日は、先ほど技監から紹介がありましたとおり、昨今、新聞などで毎日のように取り上げられておりますI o T関連技術について、その発明の事例を審査ハンドブックに掲載させていただくことを説明させていただきたいと思っております。

上の四角囲みの部分をごらんください。I o T関連技術とは、“モノ”がネットワーク

と接続されることで得られる情報を活用し、新たな価値・サービスを見いだす技術”として幅広い技術内容、範囲をカバーする技術であると考えられます。例えば、I o T 関連技術は、このページの下欄に挙げられますようなさまざまな分野に適用されて、第二次産業や第三次産業のみならず、第一次産業の分野においても活用される技術として、研究開発やビジネスへの適用が急速に進んでいる状況にあります。

具体例を2つ紹介させていただきます。左上の水色の枠囲みをごらんください。道路にセンサを設け、そのセンサが感知する道路の振動情報をサーバに送信させて、その振動情報から道路の凹凸状態を判断し、道路のメンテナンス管理を行うといった交通インフラ分野への活用が挙げられます。

また、右上のピンク色の枠囲みをごらんください。荷物にセンサを貼付して、荷物の位置情報をサーバに送信させて、その位置情報と道路の混雑状況から、荷物の最適な配達経路を配送者に提供する、といった物流分野への活用も挙げられます。

5ページをごらんください。組織上、本審査基準専門委員会ワーキンググループの上位の委員会であります特許制度小委員会の今年の6月8日の会合におきましても、I o T 関連技術が採り上げられました。無人タクシー等の自動走行技術、スマートマニュファクチャリング技術、ウェアラブルコンピュータによるヘルスケアの技術などが紹介されました。

6ページをごらんください。今回検討対象とさせていただきますI o T 関連技術について紹介します。一番下の枠囲みをごらんください。I o T 関連技術を広くとらえた場合には、遠方の御家族の電気ポットに長時間電源が入っていないときに、その情報を御家族のユーザ端末に送信するというような、「モノ」がネットワークとつながって、単純な情報通信や遠隔操作をする技術」も含まれます。しかしながら、このような技術は古くから存在しておりますので、今回はページ中央部の枠囲みに記載させていただいた技術を中心に取り上げ、より現代的な技術の事例を検討してまいりたいと思います。

まず、1つ目の★印にありますように、ユーザの帰宅時間に合わせて自動で電源が入るエアコンや、ユーザの好みに合わせてニュースを読み上げるロボット掃除機など、「ネットワークを介して得られる情報を活用することで、「モノ」に付加価値を与える技術」を検討対象としてまいりたいと思います。

さらに、2つ目の★印にありますように、家電の電気消費量等の時系列データを収集・分析し、最適な電気供給方法を選択するスマートハウスや、ウェアラブル端末から人間の脈拍などの身体情報を収集して、健康状態を推定、可視化する技術など、「センサを用いて

「モノ」が発出する大量のデータを取得して、ネットワークを介して収集・分析することでシステムを最適化する技術」も検討対象としてまいりたいと思います。

7ページをごらんください。現在、特許制度小委員会や調査研究などにおきまして、人工知能、いわゆるAIやビッグデータなどの新たな技術に関する検討が行われています。AIなどの新たな技術はIoT関連で用いられることも多いのですが、AIによる学習済みモデルの取り扱いなどの、AIなどに特有の論点については、今回は検討の対象外とし、特許制度小委員会などにおける検討結果を受けまして、今後必要に応じて検討することといたします。今回はIoT関連技術の発明につきまして、現行の審査基準及び審査ハンドブックのもとにおける検討をさせていただきたいと思います。

では、9ページをごらんください。IoT関連技術の発明は、従来から特許出願されており、審査を経て特許査定がなされてきました。したがって、IoT関連技術の特許審査は、現時点では現行の審査基準及び審査ハンドブックに基づいて特段問題なく行われていると考えられますが、昨今の急速なIoT関連技術の進展を踏まえて、ユーザの視点、審査の視点、グローバルな視点からさらに検討を進めたいと思います。

まず、ユーザの視点について申し上げます。現行の審査基準、審査ハンドブックには多くの事例を掲載していますが、IoT関連技術という観点では事例を掲載しておりません。したがって、ユーザの方に、どのような特許出願を行えばよいか、また拒絶理由通知に対してどのような対応をすればよいかなど、審査の運用をわかりやすく示すためにIoT関連技術という観点で事例を掲載することは重要であると考えます。

審査の視点では、今後、IoT関連技術が適用される技術分野が広がり、さまざまな技術分野においてIoT関連の出願が行われることが予想されます。その際には、特許庁として統一された考え方のもとで適切な審査が行われることが重要であると考えます。

最後に、グローバルな視点について申し上げます。IoT関連技術の審査について、世界に先駆けて我が国の運用を諸外国に発信していくことは、グローバル・スタンダードの確立を目指す上でも重要であると考えております。

10ページをごらんください。それでは、関連する現行の審査基準、審査ハンドブックについて紹介させていただきます。最初は、発明該当性について説明させていただきます。IoT関連技術は、コンピュータソフトウェアを必要とすることがあり、その場合における発明該当性をどのように判断すべきかがポイントとなることがあります。発明該当性の考え方については、審査基準と、審査ハンドブックの附属書B第1章「コンピュータソフ

トウェア関連発明」の2つの箇所に説明されております。

中央部青色四角囲みが、審査基準における発明該当性の説明です。コンピュータソフトウェアを利用する部分があっても、(i) エンジン制御など、機器等に対する制御を具体的に行うものや、(ii) 画像処理など、対象の技術的性質に基づく情報処理を具体的に行うものなどのように、全体として自然法則を利用しており、コンピュータソフトウェアを利用しているか否かに関係なく、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と認められるものについては、発明に該当すると判断しております。

この一般の審査基準で判断できないクレームに対しては、一番下のピンク色四角囲みに示しました、審査ハンドブックの附属書Bのコンピュータソフトウェア関連発明の章で説明される考え方で発明該当性を判断します。

★印の部分をごらんください。ソフトウェアによる情報処理がハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合には、発明に該当すると判断します。さらに具体的には、ソフトウェアとハードウェア資源が協働することによって、使用目的に応じた特有の情報処理装置またはその動作方法が構築されている場合、発明に該当すると判断しています。今申し上げた判断を「ソフトウェアとハードウェアの協働要件を満足する場合に、発明に該当する」と表現することもございます。

11 ページをごらんください。次に、現行審査基準の新規性の考え方について紹介させていただきます。IoT関連技術は、通常、複数の装置や端末がネットワークで接続されたシステムとして実現されますので、そのようなシステムの一部がサブコンビネーションの発明として特許出願されることもあります。このサブコンビネーションの発明の新規性の考え方は、第6回審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて御審議いただき、審査基準の全面改訂時に明確化されました。

11 ページと 12 ページで、現行審査基準に記載されている例を説明させていただきます。11 ページが新規性が認められる例であり、12 ページが新規性が認められない例となっております。

11 ページの右下の図面をごらんください。クライアント装置から検索ワードを検索サーバに送信すると、検索サーバが検索ワードに応じた検索結果を暗号化方式Aで符号化して、クライアント装置に返信するというシステムを図示しております。

ページ中央少し下の例の箇所に、クレームを書いています。この発明は、赤字部分の「検索サーバは返信情報を暗号化方式Aにより符号化した上で送信する」という「検索サーバ」

の事項によって「クライアント装置」を表現しており、サブコンビネーションの発明となります。

サブコンビネーション発明の新規性の判断では、「他のサブコンビネーション」に関する事項、この例では「検索サーバに関する事項」が、「サブコンビネーション」、この例では「クライアント装置」の発明の構造、機能などを特定していると言えるか否かが判断のポイントとなります。

下のほうの青色の四角囲みをごらんください。技術常識を考慮しますと、クライアント装置において、暗号化方式Aにより符号化された情報をクライアント装置において表示するためには、暗号化方式Aに対応した復号処理をクライアント装置において行うことが必須ですから、クライアント装置は暗号化方式Aに対応した復号処理を行うものに必然的に特定されてくるわけでございます。したがって、暗号化方式Aに対応する復号処理を行うクライアント装置が公知でなければ、この発明は新規性があると判断されることとなります。

次に、新規性のない例を紹介させていただきます。12 ページをごらんください。こちらにも現行審査基準に記載されている例でございます。

右下の図面をごらんください。クライアント装置から検索ワードを検索サーバに送信しますと、検索サーバが検索ワードの検索頻度に応じて検索手法A、検索手法Bを使い分けて検索し、その結果をクライアント装置に返信するというシステムを図示しています。

例の部分をごらんください。これがクレームの発明ですが、クライアント装置の発明を、赤字部分の「検索サーバが検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更する」という、検索サーバの事項により表現しております。青色枠囲みをごらんください。赤字部分の「検索ワードの検索頻度に基づいて検索手法を変更して検索する」という事項は、検索サーバがどのようなものであるかを特定するためには役立ちます。

しかしながら、その検索サーバからクライアント装置に送信される情報は、検索の結果にすぎませんから、「検索ワードの検索頻度により検索手法を変えて検索をする」というサーバ側の事項は、クライアント装置自体の構造や機能などを何ら特定していないと判断されます。したがって、検索結果を単に表示する通常のクライアント装置の存在により、新規性が否定されるということになります。

次に、13 ページをごらんください。進歩性について説明させていただきます。第3回審査基準専門委員会ワーキンググループにおきまして、進歩性の判断についても御審議いた

だき、「進歩性が否定される方向に働く要素」と「進歩性が肯定される方向に働く要素」を総合的に評価することを、審査基準の全面改訂時に明確化しました。I o T 関連技術の審査もこの基準に沿って行われます。

一番下の箇所をごらんください。I o T 関連技術の発明の進歩性の判断において、引用発明との相違点に関し、「モノ」がネットワークと接続されることで得られる情報の活用による有利な効果が認められる場合につきましては、その効果が「進歩性が肯定される方向に働く要素」の一つとして総合的に考慮されることとなります。

14 ページをごらんください。今申し上げました発明該当性、新規性、進歩性について、五大特許庁の運用の比較を紹介させていただきます。一番上の行はコンピュータソフトウェア、ビジネスモデル関連発明の発明該当性の比較になってございます。韓国は、先ほど説明させていただいた日本と同じ判断基準となっております。

米国は、A l i c e 最高裁判決に基づき、2ステップテストにより判断されます。コンピュータソフトウェア、ビジネスモデル関連発明の発明該当性を判断する際に、特に重要な事項をここに i)、ii) として掲げました。これらのうち、ii) の「クレームが抽象的アイデアを顕著に越える追加的要素を含むか」という事項は、進歩性に近い判断であるため、具体的な案件に当てはめた場合の結果が予測しにくい、という状況が生じております。

欧州は、発明の該当性は技術的性質の有無で判断されます。クレームに、コンピュータやネットワークなどの技術的手段が記載されていれば、技術的性質を有するとして発明に該当すると判断されます。

中国は、技術的課題、技術的手段、技術的効果の技術三要素の有無で発明該当性が判断されます。発明と認められるためには、これらの3つの要素全てを備えていることが必要となります。

次に、真ん中の進歩性の行に移ります。欧州では、コンピュータソフトウェア、ビジネスモデル関連発明の進歩性の判断について留意点があります。欧州では、クレームの記載事項のうち、技術的性質に貢献しない純粋な非技術的側面は、進歩性の判断において考慮されません。そのため、技術的性質に貢献しないと判断された部分は、クレームに記載がないものとして、クレームが単純化して認定されます。その結果、コンピュータソフトウェアやビジネスモデル関連発明の進歩性が認められにくいという状況が生じています。

最下行の新規性の判断の比較に移ります。五庁全てにおいて、通常のクレームの新規性の判断と同様に、I o T 関連発明の新規性の判断を行います。

さらに日本においては、サブコンビネーション・クレームに当てはめた適用例も、審査基準に記載されています。

次に、I o T 関連技術の発明の事例の追加について検討させていただきます。16 ページをごらんください。現行の審査基準、審査ハンドブックに示されている、コンピュータソフトウェアを必要とする発明の発明該当性の考え方、サブコンビネーション発明の新規性の考え方、進歩性の考え方は、現時点においても特に問題はなく、I o T 関連技術の発明についても適用されるべきものと考えられます。

そこで、先ほど述べました「ユーザの視点」、「審査の視点」、「グローバルな視点」を踏まえまして、I o T 関連技術の発明該当性の事例、I o T 関連技術のサブコンビネーション発明の新規性の事例、そしてI o T 関連技術の進歩性の事例を審査ハンドブックに新たに掲載したいと思います。そして、事例の掲載に際しましては、審査基準、審査ハンドブックの考え方が明確になりますよう、肯定事例と否定事例の両方を掲載することを考えております。

17 ページの事例の作成方針をごらんいただけますでしょうか。これまでに特許されてきました発明などを参考にしながら、I o T 関連技術の発明について、合計 10 個程度の事例を作成したいと思います。特許出願に不慣れな企業の方などにも、発明のポイントや審査基準上の論点がわかりやすく、また関心を持ってお読みいただけるよう、図面を多く用いるなどの工夫を凝らして作成いたします。

また、近年注目されているスマートマニュファクチャリング、サプライチェーンマネジメント、無人走行車などの技術を可能な限り含めながら、さまざまな技術分野の事例を作成していきたいと思います。

では、18 ページをごらんください。18 ページから 29 ページにつきましては、文字も小さいので、お手元に紙資料も用意させていただいております。必要によりまして、紙資料も御参照いただければと思います。

それでは、審査ハンドブックに掲載を予定しています事例の概要を、幾つか紹介させていただきます。なお、ここで紹介させていただく事例は概要ですので、審査ハンドブックに追加させていただく事例よりは、簡略化されているものもございます。また、判断につきましても、ポイントとなる事項を中心に説明させていただいております。

まず、発明該当性の事例として、無人走行車の配車システムの発明について紹介します。発明の内容は、図面を用いて説明させていただきますので、18 ページの図面をごらんくだ

さい。右下のユーザが携帯端末を用いて配車を依頼し、ユーザIDと配車位置情報を配車サーバに送信しますと、それらの情報を受信した配車サーバは、ユーザIDに対応づけて記憶された顔画像を記憶部から取得し、その顔画像の情報と配車位置情報を無人走行車に送信します。無人走行車は、配車位置まで自動走行し、その配車位置において顔認証処理を行い、顔画像と合致するユーザに対して利用を許可するという配車システムの発明です。この発明の発明該当性を検討します。

19 ページの下の欄の図をごらんください。この発明の使用目的は、「無人走行車の配車サービス」となります。この「無人走行車の配車サービス」という使用目的に応じた特有の演算または加工が、ソフトウェアとハードウェア資源とが協働した具体的手段によって実現されているか否かが判断のポイントとなります。クレームに記載されている「ユーザIDと配車位置が配車サーバに送信され、ユーザIDに対応づけて記憶された顔画像が配車サーバの記憶部から取得され、その顔画像と配車位置が無人走行車に送信され、指定された配車位置で顔画像情報により顔認証を行う」という手段は、この使用目的に応じた特有の演算または加工がハードウェアとソフトウェア資源とが協働した具体的手段と判断されます。したがって、この発明は自然法則を利用した技術的思想の創作であり、発明に該当します。

20 ページをごらんください。サブコンビネーションの発明の新規性について、新規性のある事例とない事例を紹介させていただきます。20 ページと 21 ページが新規性のある事例、22 ページと 23 ページが新規性のない事例です。

20 ページの左側が本願発明のロボット装置、右側が引用発明のロボット装置となっております。本願発明も引用発明も、工場などでさまざまな物体を把持し、搬送するなどの作業を行うロボット装置を想定しています。ロボット装置は、請求項の下線部に示される、サーバから受け取る情報によって表現されているサブコンビネーションの発明です。

左下の図面をごらんください。ロボット装置はセンサを備えており、物体の画像情報などを取得してサーバに送信します。サーバはさまざまな企業の生産施設で製造されている物体の情報を、ネットワークを介して取得しており、それらの情報に基づいて、物体個々の属性情報及び固有識別情報をロボット装置に送信します。

属性情報及び固有識別情報を受信したロボット装置は、制御部プログラムにおいて、それらの物体個々の属性情報及び固有識別情報に基づく最適な作動を制御します。

右下図面の引用発明も同様のロボット装置の発明ですが、受信情報が「物体の種類に関

する情報」であり、この点で本願発明とは異なります。

引用発明は、中型自動車用前席シートといった、物体の種類に関するシンプルな情報だけを受け取り、そのシンプルな情報に応じたシンプルな作動を制御プログラムが制御します。

他方、本願発明は、同じ中型自動車用前席シートであっても、牛革製であるとか合成樹脂製であるといった材質の情報や、具体的な重量の情報、なめらかとか起毛しているなどといった表面処理状態の情報と、ID番号などの固有識別情報を受け取り、それらの情報に応じた緻密な作動が制御部プログラムによって行われるロボット装置でございます。

サブコンビネーション発明の新規性の判断につきましては、21 ページの下線部をごらんください。本願発明のロボット装置は、物体の属性情報及び固有識別情報に基づいて作動を制御するプログラムを備えた制御部を有しており、当該制御部により物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をするものです。

これに対して、引用発明は、物体の種類に関する情報に基づいて制御するプログラムを備えた制御部を有しているにすぎません。物体の属性情報及び固有識別情報に応じた作動をすることはありません。

このように、本願発明のロボット装置は、引用発明のロボット装置とは異なるプログラムを備えており、異なる作動をするものですから、新規性を有すると判断されます。

次に、22 ページをごらんください。同じような図面になっておりますが、こちらは新規性がないと判断される事例です。引用発明は、先ほどの事例と同じです。本願発明は、受け取る回答情報が先ほどの事例とは異なります。左下の赤字部分をごらんください。この発明では、ネットワークを通じて物体の生産施設から得られた情報に基づいて特定された「物体の種類に関する情報」をロボット装置は受信します。

引用発明との比較では、本願発明のサーバがネットワークから情報を得ているのに対し、引用発明のサーバはスタンドアロンである点では異なりますが、ロボット装置自体が受け取る情報は、本願発明も引用発明も中型自動車用前席シートといった物体の種類に関する情報である点では相違してございません。

したがって、新規性の判断は、23 ページに記載のとおりのもとなります。23 ページの下線部をごらんください。本願発明の「ネットワークを通じて物体の生産施設から受信した情報に基づいて」との部分は、ロボット装置とは別な物であるサーバが、どこから得た情報に基づいて該当情報の特定を行っているのか、という点を記載したものにすぎません。

ロボット装置のプログラム自体の相違をもたらすものとはなっていません。したがって、ロボット装置の構造、機能等は特定されず、引用発明と区別をすることはできないので、新規性を有しないという判断となります。

24 ページに移ります。こちらから進歩性の事例になりますが、こちらも2例紹介させていただきます。最初は、IoT技術のさらなる活用が産業界で大きく期待されていますサプライチェーンマネジメントの技術を採り上げました。発明の内容を図面で説明させていただきます。

製品Xの需要を受けると、製品Xの複数の組み立て工場の稼働状況データに基づいて、製品Xの供給可能な、例えば組み立て工場Aとの間で①の仮予約がなされます。組み立て工場Aでは、組み立てのための部品の調達も必要となります。在庫のない部品Zについては、部品Zの複数の納入業者の稼働状況データに基づいて、部品Zの供給可能な、例えば納入業者αとの間で、②の仮予約がなされます。ここでは2層で説明していますが、実際のサプライチェーンでは多層となったり、また一層ごとの組み立て工場や納品業者が多数となることがあります。

サプライチェーンの全ての部品調達と組み立てが可能となったときに、③仮予約は一度に本予約に更新されます。本願発明は、このようなサプライチェーンがコンピュータ、ネットワーク等により実行される方法に関する発明でございます。

25 ページをごらんください。引用発明が2つある事例といたしました。左側の引用発明1は、製品Xの需要があった場合に、製品Xの複数の組み立て工場の稼働状況に基づいて製品Xの供給可能な組み立て工場との間で予約を生成するという発明です。右側の引用発明2は、製品Xの組み立てに必要な部品の調達について、部品の複数の納入業者の稼働状況データに基づいて、その部品の供給源の候補となる納入業者とその供給能力を表示するという発明です。

24 ページの本願発明と25 ページの引用発明1を比較します。相違点は2点あります。24 ページの本願発明のクレームにおいて、青色部分が相違点1、赤色部分が相違点2となります。相違点1は、本願発明は製品のみならずその構成部品の調達についても、部品の納入業者の稼働状況データに基づいてサプライチェーンを管理する方法であるのに対し、引用発明1は製品の需給を管理するための方法にとどまり、製品の構成部品の調達については考慮していない点です。

相違点2は、本願発明は製品の全ての構成部品についての「仮予約」が生成されたとき

に、それまでに生成された「仮予約」を本予約に更新するものであるのに対し、引用発明 1 は供給の予約は生成しているものの、「仮予約」の生成及び本予約の更新にかかる事項を有していない点です。

26 ページをごらんください。相違点 1 につきましては、サプライチェーン管理において、より適切な需給管理を行うために、製品の需給管理を行うのみならず、構成部品の調達管理も合わせて行うことは、当業者が通常に行うことですから、引用発明 1 に引用発明 2 を適用して、製品の需給管理と合わせて構成部品の調達管理も稼働状況データの情報に基づいて行うことは、当業者が容易に想到し得たものであると判断されます。

他方、相違点 2 については下線部をごらんください。サプライチェーン上必要な全ての仮予約が生成された場合に、ネットワークを介して仮予約が本予約に更新される点はいずれの引用発明にも記載がありません。そして、この点により、本願発明では、多くの階層にわたる複雑なサプライチェーンにおいても適時に供給の仮予約が生成されますし、また本予約に更新されない仮予約の存在から、サプライチェーン上の供給不足の状態を一目で把握可能となるという有利な効果を有しています。したがって、この発明は進歩性を有します。

次の事例の説明に移ります。27 ページをごらんください。I o T 関連技術の特徴として、複数の不特定多数のモノがネットワークにつながるという点が挙げられますので、そのようは不特定多数のモノがネットワークにつながった事例も紹介させていただきます。

本願発明は、自動車のワイパーに装着されたセンサが取得する、ワイパーの動作情報と現在位置情報を分析サーバに送信させて収集し、高速作動しているワイパーが多く存在する場所を統計的に分析して特定し、その地点を豪雨地点とする豪雨地点特定システムに係る発明です。

28 ページをごらんください。ここでも引用発明を 2 つ用意させていただきました。左側の引用発明 1 は、同様に自動車のワイパーに装着したセンサから動作情報をネットワークに送信させる技術ですが、その目的は異常な動作情報を発しているセンサを特定し、ワイパーの故障を検知するというシステムです。

引用発明 2 は、ユーザによる携帯端末などを介して、ネットワークに投稿される投稿文の内容と携帯端末などの位置情報を分析して豪雨地点を特定するシステムです。

進歩性の判断については 29 ページをごらんください。中央部より下の部分に、動機づけについて考慮した事情を挙げております。引用発明 1 はワイパーの故障検知にかかるもの

であるのに対し、引用発明 2 は豪雨地点を特定することにかかるものですから、両者の技術分野は関連せず、また両者の課題も異なります。

また、作用、機能の共通性について検討しましても、引用発明 1 は、収集したワイパーの動作情報を分析して故障を検知するものであるのに対し、引用発明 2 は、収集した端末からの投稿文を分析して豪雨地点を特定するというものであり、両者の作用、機能は相違します。したがって、総合的に考慮しますと、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機づけがあるということはできず、本願発明は進歩性があると判断されます。

最後に、今後の対応について説明させていただきます。31 ページをごらんください。今月末を目途に、I o T 関連技術の事例を追加した改訂審査ハンドブックを公表したいと考えております。そして、来月から全国で開催されます実務者向けの知的財産権制度説明会におきまして、I o T 関連技術の事例も紹介してまいりたいと思います。

また、来月欧州で開催されます五大特許庁（I P 5）会合におきましても、I o T 関連技術の事例を紹介していきたいと思います。

さらに 7 ページでも申し上げましたとおり、特許制度小委員会の検討結果を受けて、必要に応じてさらに検討してまいりたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、この議題につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。手元の資料の一覧を拝見いたしますと、伊藤委員から資料を提出していただいておりますので、最初に伊藤委員から御意見をいただくということでいかがでございましょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 それでは、知的財産協会で検討してまいりましたということで、御意見申し上げさせていただきます。お手元の資料 1 - 2 でございます。今回、追加事例を多数そろえていただきました。それをあらかじめお送りいただいたものを拝見しております。今回の事例、I o T で想定されるさまざまなバリエーションが事例として取り上げられるということで、ユーザ側としては大変参考になると感じておりまして、これは非常に喜ばしいことだと思っております。

また、きょうの資料にもございましたように、これを J P O が発信していくことで、今後のグローバルなスタンダードに向けた取り組みということも期待しております。

今回の事例について、大きくくりではございますが、所見を述べさせていただきますと、

まず②にございます新規性についてでございます。今回、サブコンビネーションを新規性の事例として多く取り上げていただいておりますが、これはこれで非常に参考になると思っておりますが、サブコンビネーションは権利解釈がなかなか難しい側面があつて、実務的には企業間でいろいろ意見の食い違いが起こりかねないという背景もございます。

そうした中で、I o Tの事例ということで、サブコンビネーションを今回4件御提示いただいているわけですが、I o Tの出願のクレームをサブコンビネーションで書くべきであるというような誤解をユーザ側に与えかねないようなことが懸念されておまして、この辺、御配慮いただきたいと思っております。

次の③、進歩性については特段コメントはございません。

④の発明該当性に関する事例でございます。これは事例としての書き方の話でございますが、発明該当性を満たさない事例ということで取り上げていただいている中で、できれば発明該当性を満たすための補正というのはどんなものなのかという示唆を解説の中でも加えていただくと大変わかりやすくなるのではないかなと思います。

次のページに移ります。こちらは今回のワーキングの対象外になるかもしれませんが、審査ハンドブックそのものではございませんが、今後、I o T関連発明の審査では、きょうの冒頭の御説明にもございましたが、複数の技術分野にまたがることとなります。そうしますと、あるI o Tシステムをどういうところで使うのかという適用分野の知識を持たずに審査することになりますと、審査のばらつきというのが当然出てまいります。適用分野についての知識を有する複数の審査官あるいは審査部をまたいだ共同作業を期待したいなと思っております。

その次にありますファセット分類の導入。これは既に動きがあるように聞いております。これはユーザとしてもぜひ導入いただきたいと思っております。企業側としては、いろいろな特許の動向を調べていくときにも、I o Tの関連発明はなかなか抽出しにくいといひますか、すそ野が広いといひますか、そういうことで、これをあらかじめ精査いただいた結果としてファセット導入をいただくと、利便性が非常に上がると思っております。

3. その他。これもまさに今回のワーキングの対象外ではあろうかと思いますが、企業としてはいろいろ思い悩んでいるところもございまして、今回この機会に付言させていただきたいということで記載しております。

今後、A Iとかビッグデータに関しましては、特許制度小委員会での検討を踏まえてということで、今後の課題というふうに、今回、承りました。一方で、I o Tというのは構

造的には昔からあり、ユビキタスと言われていたころからの構造と基本的には同じです。センサですとかデータ解析ですとか通信ですとか、いろんな技術進歩に伴って、実用性が極めて高まったということでI o Tが注目されているわけですので、付加価値ということではデータ解析ですとかA I的な処理といったものが必ず伴ってくると理解しております。ということで、A Iとかビッグデータについての審査基準も急いでいただければという期待を持っております。

最後の(2)は、ビジネスのグローバル化に伴うということで、サーバの配置がどこにあるかによって権利範囲だとか活用の面でいろいろ制限がございます。こういった課題はインターネットが普及したときからございますが、I o Tが普及しますとますます重要な課題になってくると理解しております、この辺も今後の検討課題ということで念頭に置いていきたいと思っております。

きょう御提出させていただきました資料としては、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

いろいろな面から御指摘、御意見をいただいたと思います。それでは、伊藤委員の御意見について、特許庁からいかがでしょうか。

○田村審査基準室長 伊藤委員、それから日本知的財産協会の皆様、本当にありがとうございました。

一つずつ御回答させていただきます。まず、御提出いただいた資料の1.の①において、I o T関連技術の事例の追加について評価くださり、まことにありがとうございました。今後、事例を活用していただいて、I o T関連技術の発明の出願、権利化をぜひ御検討いただければ幸いです。弊庁もI o T分野の審査の運用について、あらゆる機会を捉えて他国に紹介し、リードしていきたいと考えているところでございます。

御提出資料の1.②について、サブコンビネーションの記載を推奨するような記載をすることは考えておりません。ただし、物づくりに強みを持つ日本といたしましては、「モノ」をサーバ側の事項で特定した形式の請求項でも権利化を図れる、そういうことを示していくことが重要ではないかと考えている次第でございます。

審査ハンドブックでは、出願される可能性がある請求項の記載形式について、審査の考え方をわかりやすくお示しして、実際の出願の際には出願人の側におきまして適切な請求項の記載形式を選択していただければと思っている次第でございます。

また、サブコンビネーションの発明については、明確性の要件も審査基準に明記されて

いますので、サブコンビネーションの発明について明確性要件の判断も適切に行ってまい
る所存でございます。

そして、今回追加する事例をこれから周知していくこととなりますが、その際にはI o
Tはサブコンビネーションの発明として記載すべきである、といった誤解は与えないよう
な形で説明させていただきたいと思っている次第でございます。

御提出資料の1. ③について、進歩性の事例につきまして評価くださりありがとうございます。
います。

御提出資料の1. ④について、発明該当性に関する事例に対して御指摘いただきました。
御指摘の点を踏まえまして、発明の該当性の考え方がより明確になりますように、事例に
は出願人の対応を記載させていただきたいと思っております。

御提出資料の3. その他について、先に回答させていただきます。伊藤委員におっしゃ
っていただいたとおり、ここで挙げられている点は大変重要なことでございますので、経
済産業省、特許庁等におきましてさまざまな検討を行っています。今後、審査基準に関し
て検討すべき事項が出てきましたら、本ワーキンググループで御審議いただきたいと思います。
ます。

○桂調整課長 調整課長の桂でございます。

御提出資料の2. I o T関連発明の審査に関して、進歩性の判断とファセット分類の導
入で御指摘いただきましたので、その2点について私からコメントさせていただきます。
まず、適正な進歩性の判断をというところでございますが、今般、ハンドブックに事例を
追加するというところでございますので、どの分野においても審査基準、それから追加した
事例といったものに基づきまして適切な判断が行われるように、しっかりと取り組んでま
いります。その際には、関連する部署の審査官の間で協議を行うことが非常に有効でござ
いますので、こういった協議の取り組みもしっかりと行ってまいります。

それから、分類整備の点でございますが、ユーザの皆様方とは既に意見交換を行ってご
ざいます。今後、ユーザの皆様方の御意見を踏まえまして、しっかりと取り組みを進めて
まいります。また、I o Tに関するファセット分類を導入した際には、新たな出願への付
与だけでなく、特許査定の際にも必要に応じて付与を行ってまいりますので、そのこと
によってできるだけ速やかにユーザの皆様がその分類を利用できるようにしたいと考えて
ございます。

実際、分類の付与ですが、本年11月ごろからスタートしたいと考えております。その場

合には、来年の早い段階でそういった分類が付与された特許公報を——これは特許査定の際に必要な応じて付与しますので、ユーザの皆様が、例えば J-PlatPat 等で見られるようになると考えてございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○伊藤委員 一つ一つに回答いただきましてありがとうございます。事例に加えて審査の運用というところがユーザ側として非常に気になるところでございますので、きょうの御回答で今後を期待したいと思います。どうもありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

小高委員、お願いいたします。

○小高委員 基本的に今の伊藤委員の意見とほぼ同じですが、説明のほうで、I o T 関連技術が従来から出願され特許化されてきたことも明示されているので意義深いと思います。

今回、I o T 関連技術の審査基準を追加することですが、今までそういう話がなかったわけではないことも明確にされており、我々も評価しています。今回、事例の追加に関しましては非常に参考にさせていただけるものとして、産業界としても賛成しているところ
です。

ただ、サブコンビネーションの話ですが、別にいただいていますハンドブック案でも、新規性に関してサブコンビネーションに関する事例しかなかったのも、それ以外の事例があればもう少し理解が進むかとおもいます。サブコンビネーションを推奨されているわけではないことが理解できると思いますので、御配慮いただければと思います。よろしくお
願いいたします。

○田中座長 ありがとうございます。

事務局からコメントはありますか。

○田村審査基準室長 ありがとうございます。ハンドブックに追加する新規性の事例では、I o T に関して「システム」の発明についても紹介し、皆様にさまざまなクレーム形式で権利化が可能であるということをごらんになっていただけるようにしたいと思っております。

○田中座長 よろしゅうございますでしょうか。

そのほかございますでしょうか。

濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員 今回の審査ハンドブックの事例の追加につきましては、現行の審査基準の範囲内で、できるところからやっという取り組みに関しまして、実務家にとりましても非常にわかりやすい事例となっておりますので、非常に感謝しております。

審査ハンドブックの事例を見させていただきましたが、私はこの分野は余り詳しくございませんので、弁理士会のほかの詳しい人間の意見も踏まえまして、幾つか意見を申し上げさせていただきます。

例えば進歩性等の事例につきまして、これは恐らく各事案につきましてはこういった引用発明があるという前提で、ほかの要件のことには関与しないということでの事例だと思っておりますが、これは本当に技術常識上進歩性があるのかとか、記載要件はどうなっているのかということまで考え出しますと、専門家から見るとちょっと誤解を生じやすいのではないかという意見を聞きました。ですので、当然、各事例に関しましては、そこに記載される条件のもとでの判断だということではあるかと思いますが、その点は誤解がないようにきちんと明示していただければありがたいと思っております。

それと、今回の事例は、発明該当性と新規性、進歩性についてですが、記載要件につきましても、表裏一体なところもございますので、今後、順次追加していただけたらありがたいということでございます。

それから、このようにせつかく事例をたくさん例示していただきましたので、諸外国におきましても積極的に公表していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

事務局からコメントをお願いします。

○田村審査基準室長 どうもありがとうございます。

事例の点につきましては、まさしく御理解いただいたとおり、このような引用文献があって、このような本願発明があってということが前提でのものになってございますので、その他の事項をいろいろ考えてしまうと進歩性がなくなったり新規性がなくなったりということになるのですが、その前提をきっちりとお話しした上で事例を紹介していくということは基本かと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思う次第でございます。

記載要件、サポート要件等の記載要件の事例につきましても、また必要性がありましたら追加していくということ、検討してまいりたいと思っております。が、現時点ではIoT関

連技術に関して、記載要件、サポート要件について、事例として追加して御覧いただくということは特段ないということで、今回は掲載させていただかなかった次第です。今後御要望等いただければ幸いです。

諸外国への周知に関しましては、あらゆる機会を捉えて、積極的に周知し、できる限り日本の運用を諸外国に御理解いただけるようにしていきたいと思っているところでございます。

○田中座長 よろしゅうございますでしょうか。

○濱田委員 ありがとうございます。

○田中座長 そのほかございますでしょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 細かい説明をどうもありがとうございました。

私は細かいことはよくわからないんですが、技監からお話がありましたように、第4次技術革命の一部としてI o Tは中心的で、先日も報告書が新聞にも取り上げられていました。そこで日本の強みを生かす機会だということで、室長からも御指摘があったように、今後、新規性とか進歩性のリクワイアメントというのは日本が強い、ハードウェアが新しいところの新規性がI o Tの新規性にも非常に重要です。I o Tが普及して恐れることは、日本がつくったハードウェアをネットワーク化されてしまって、日本に全然お金が入ってこないというか、投資が回収できないことを恐れています。

その点、この新規性というのも非常に重要だとわかりましたが、逆に今、話を伺って思ったのは、迂回発明が非常にしやすい世界であるなとも思ったんですね。I o Tですから、ほかの技術を組み合わせても同じような効果が出てしまう。そういうことが起こってしまうのを避けるにはどうしたらいいかという、多分、I o Tの標準化を日本がリードしていく必要があります。これはもうたびたびほかの委員からも話が出ていますが、ぜひほかの省庁とも連携して、I o Tの標準化も考えて審査基準を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございます。

特許庁からコメントをどうぞ。

○桂調整課長 今の御指摘の点でございますが、今後特許制度小委員会、あるいは経済産業省全体として幅広い観点から検討が進められていきますので、それを受けまして、審査基準に関しても今後必要な手当てを検討していく必要があると思っております。

○青木委員 よろしくお願ひします。

○田中座長 ありがとうございます。

そのほかございますか。

鈴木委員、お願ひいたします。

○鈴木委員 まず、審査関係の情報提供が充実するというこゝで、今回の御提案は基本的に結構なことだと思ひます。

感じたことを1点コメントさせていただきます。これは審査の問題でなくて権利行使段階の問題ですので、今回のお話とは直接関係しないのですが、一応関連するというこゝでコメントします。このI o T関係のお話を伺って、発明の実施に複数主体が関係する事例が非常にふえるだろうなと感じました。また、一部の工程が外国で行われるという事例もまた出てくるだろうなと思ひました。

こういった問題は、既に10年以上前から、ネットワークを利用したシステム関連の発明の特許の関係でいろいろ議論されてきているところであり、日本でも若干の裁判例はあります。それから、アメリカではDivided Infringementと言うと思ひますが、かなり議論と裁判例の蓄積があるところではあります。

そういった議論でよく聞きますのは、クレームの書き方にかゝり依存する面があるだろうということ。特定の人がある要素・ルールを満たす形で発明を実施していると言えるのかということが究極的には問題になるのですが、これはかなりクレームの書き方によるだろうということが一般的に言われているということ。その点が、特許庁の課題ではなくて出願人側の課題としてですが、一層重要になるだろうと感じましたので、コメントさせていただきます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

二瀬委員、お願ひいたします。

○二瀬委員 物をつくっている立場からI o Tを考えると、実際には遠隔地から、ネットをつないで、そこに人がいないで物を動かしていく事もたくさんあると思ひます。そうすると、画像処理や、センシング技術がより高度なものになっていかないと、間違った動作を起こしてしまう。これが一番怖い話なので、人間が目で見ているところでやるならとめることも何とかできるでしょうが、そうでない。人が全くいないところで物が勝手に動くということも考えられる。ですから、逆に言うと、そういう技術の発展のためには、こ

のIoTを使うということは、新しいデバイスの開発や、より高度な技術の開発がまだまだ必要になってくると思います。それに付随して特許もいっぱい出てくると思うのですが、これは日本が一番得意な分野だと思いますので、その辺で日本の経済の活性化につながればなと思います。

参考のためにお話しさせていただきました。

○田中座長 貴重な御意見、ありがとうございます。

そのほか御意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本議題につきましての事務局の報告につきましては御了承いただいたということで、よろしゅうございますでしょうか。

（〔異議なし〕の声あり）

○田中座長 ありがとうございます。

4. 全面改訂審査基準（平成27年9月16日公表）の諸外国への周知状況について
プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する対応状況について
食品の用途発明に関する対応状況について

○田中座長 それでは、次の議題の説明に移ります。2番目から4番目までございますが、これは一括して事務局から説明をお願いします。

○田村審査基準室長 資料をごらんください。まず、最初に、資料2「全面改訂審査基準の諸外国への周知状況について」から説明させていただきます。2ページをごらんいただけますでしょうか。全面的に改訂されました審査基準は第1回から第6回の審査基準専門委員会ワーキンググループにおいて御審議いただき、ちょうど1年前の9月16日に公表されました。

下欄の水色の四角囲みをごらんください。第1回の審査基準専門委員会ワーキンググループにおきまして、「国際的な観点から我が国の審査基準等を海外に情報発信することを意識して、国際的に通用する基本的な考え方を簡潔かつ明瞭に記載することにより、新興国において整備されつつある審査基準の手本ともなることが望まれている」とのユーザの御意見も踏まえまして、審査基準の記載が適切な外国語翻訳にも資するように、簡潔かつ明瞭なものとなることなどの3つの基本方針を掲げて全面改訂を行うことを御了承いただき

ました。

さらに、ワーキンググループにおきましては、多くの委員から新興国を初めとする諸外国に日本の審査基準を積極的に情報発信していくことの重要性について御意見をいただきました。

そこで、この1年間の弊庁の諸外国への審査基準、審査ハンドブックの周知の状況について報告させていただきます。

3ページをごらんください。審査基準、審査ハンドブック、本体はもちろんでございますが、それらの改訂に関するニュースリリースや審査基準等の概要説明、また全面改訂後に改訂された内容につきましても、全て和文及び英文で同時に世界に情報発信してまいりました。このページでは、それらのURLを列記しています。

4ページをごらんください。このような電子での情報の提供のほかに、フェース・トゥ・フェースの周知につきましても積極的に進めてまいりました。アセアン諸国、インド、中国などの新興国を初めとする諸外国の方々に、研修、協議、会議などの場を通じまして審査基準、審査ハンドブックの周知も行っております。例えば、昨年10月にはマレーシア知的財産公社からコンピュータソフトウェアの審査基準策定の支援を要請されましたので、審査官をマレーシアに派遣しました。

ことしの4月から5月、そして8月にはインド特許意匠商標総局で採用された新人審査官の研修協力として、インドに審査官を複数名派遣し、約400名の研修生に日本の審査基準、審査ハンドブックなどの研修を行いました。

途上国人材育成研修などで招聘したアセアン諸国などの研修生に対しても研修を行い、また国際審査官協議の場においても、日本の改訂審査基準の考え方を説明させていただいております。

そのほか、JETROなどの海外勤務者を通じた紹介、それから種々外国団体への紹介、外国からの訪庁者への紹介など、あらゆる機会を通じて周知に努めてまいってきた次第でございます。

5ページをごらんください。今後も引き続き周知に努めてまいりたいと思います。

非常に簡単でしたが、その次の資料に移らせていただきます。資料3「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する対応状況について」という資料になります。こちらも2ページから報告させていただきます。2ページ中央部の緑色の四角囲みをごらんください。PBPクレームへの対応につきましては、第6回の審査基準専門委員会ワーキンググルー

プで御審議いただきました。委員の皆様からは、「P B Pクレームか否かは形式的に判断せずに、実質的に判断することが重要である」という御意見1、そして「P B Pの判断に関する事例を追加していただきたい」という御意見2をいただきましたので、その後の弊庁の対応状況を報告させていただきます。

3ページ中央部のグレーの四角囲みをごらんください。昨年7月6日に公表しました「P B Pクレームに関する当面の審査の取り扱い」におきましては、「凹部を備えた孔に凸部を備えたボルトを凹部と凸部が係合するように挿入し、ボルトの端部にナットを螺合してなる固定部を有する機器」という、いわゆるボルト・ナット事例は、物としての「機器」がどのような構造をあらわしているのかは技術常識に照らして明らかですが、形式的には「その物の製造方法が記載されている場合」に該当するため、最高裁判決における明確性要件に関する結論部分を厳格に捉える立場から、明確性要件違反としておりました。

4ページをごらんください。先ほど申し上げた御意見1、2に対応すべく、昨年10月からことしの3月にかけて調査研究を行い、前回の会合まで本審査基準専門委員会ワーキンググループの委員でいらした八島様を委員長とする有識者委員会において、P B Pクレームの審査の取り扱いについて御検討いただきました。

その有識者委員会における御検討も踏まえて、昨年11月25日にP B Pクレームの「不可能・非実際の事情」の主張・立証の参考例を5例公表し、また本年1月27日にP B Pクレームに該当しない例を39例追加して、事例追加に関する御意見2に対応させていただきました。

5ページをごらんください。下の部分の黄色の箇所をごらんいただければと思います。そして、本年3月30日には最高裁判決の射程を整理し、先ほど申し上げた「ボルト・ナット事例」は明確性要件違反とはしないという審査ハンドブックの改訂を行いました。

具体的には、緑色枠囲みの第一文をごらんください。「その物の製造方法が記載されている場合」に形式的に該当しても、明細書等、出願時の技術常識を考慮し、「当該製造方法が当該物のどのような構造若しくは特性を表しているのか」が明らかであるときには、P B Pクレームの明確性要件違反とはしないということを審査ハンドブックに明記し、先ほど申し上げた「形式的に判断せずに、実質的に判断することが重要」という旨の御意見1に対応させていただくことができました。

これらの一連の対応の結果、P B Pクレームの明確性要件違反の拒絶理由の通知率は大きく減少いたしました。

6 ページをごらんください。P B P クレームの審査実務につきましても、あらゆる機会を通じて周知に努めております。ここに挙げさせていただいたとおり、諸関係団体、各地域の大学、また裁判所向けの説明会も行いました。弁理士会にも御協力をいただき、弁理士向けの研修もさせていただいております。

また弊庁のホームページにおいて、P B P クレームに関する審査の取り扱いの一連の対応状況をまとめたまとめページを和文及び英文で公表し、ユーザの方々に改訂経緯や審査官の拒絶理由通知に対する対応等を十分に御理解いただけるよう、工夫を凝らしております。今後も、全国の実務者向けの知的財産権制度説明会などを通じて周知に努めますとともに、引き続き審査基準、審査ハンドブックに基づいた適切な審査を行ってまいります。

7 ページの資料は参考資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

それでは、資料4「食品の用途発明に関する対応状況について」を説明させていただきます。2 ページをごらんください。食品の用途発明につきましては、第7回及び第8回の審査基準専門委員会ワーキンググループで御審議いただき、食品につきましても他の分野と同様に用途発明としての新規性を認めるという運用とすることを了承いただきました。この改訂に基づく審査を本年4月1日から開始しております。

3 ページにお移りいただけますでしょうか。審査基準専門委員会ワーキンググループにおきましては、「動物、植物の切り分けを含め、新規性、進歩性や記載要件等の判断を適切に行っていただきたい」との御意見をいただきました。したがって、食品の用途発明につきまして新規性の事例を5例、進歩性の事例を5例、記載要件の事例を1例、合計11例を審査ハンドブックに掲載し、審査官が適切な審査を行えるようにいたしました。特に、事例30では動物、植物の切り分けに関する考え方や例を明示しております。

4 ページをごらんください。審査基準専門委員会ワーキンググループでは、食品産業はすそ野が大変広い分野であることから、一般のユーザや中小企業の方々も含めて幅広く周知していくことが非常に重要であるとの御意見もいただきました。したがって、改訂審査基準と追加した事例の説明を精力的に行ってまいりました。

こちらにつきましても弁理士会の御協力をいただき、弁理士向けの研修を行わせていただきました。さらに、今まで知財に関心をお持ちでなかった方々にも情報が届きますよう、各種新聞や広報誌での紹介も積極的に行ってまいりました。例えば、二瀬委員の御紹介により、食品業界の方が必ず目を通していらっしゃるという業界新聞の一面トップに取り上げていただく機会もいただくことができました。

5 ページをごらんください。運用開始後、食品業界の方々などから、どのような食品の用途発明が特許査定されましたかという御質問を受けるようになりましたので、ここで特許査定がなされたクレームを幾つか紹介させていただきます。なお、特許権者の方々には、ここに掲載させていただくことについて御了解を得たものを挙げさせていただいております。

Aは、クレームの末尾が「組成物」ですが、明細書中で飲食品に用いられることが記載されている、そのような食品の用途発明に係る案件でございます。

Bは、末尾が「機能性食品組成物」。

Cは「品質改良剤」。

Dは「食品用の剤」。

Eは「食品」ということで、さまざまな表現ぶりで食品の用途発明の特許が成立しております。

審議会で御検討いただいたとおり、さまざまなクレームの形で特許ができるようにさせていただいたわけですが、その結果、このような形で特許されています、という御報告になります。

6 ページをごらんください。食品の用途発明につきましても、引き続き周知と適切な審査に努めてまいりたいと思います。

事務局からは以上になります。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました2番目から4番目の議題についてですが、このワーキンググループでも指摘した点を踏まえて、事後にいろいろと活動されているようでございます。この報告をごらんいただきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。どこからでも結構でございます。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 基準を改訂し、それを周知していただいているということは大変よかったですと思います。それから、PBPクレームについても、出願人側としては非常に不安なところもあったんですが、その後、こういう調査研究などを通じて、この基準そのものを鍛え上げていただいているということは非常にありがたいことだと思っております。今回のIoTについてもまた同様だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員 P B Pクレームに関しましては、一時はどうなることかと思いましたが、このボルト・ナット事例は削除していただいて大変ありがたいと思っております。この事例は、明確性要件違反ではないと当初から思っておりましたので、これに関しては感謝しております。

また、本来的なP B Pクレームに関しましても、今までも何度か審査官の方と面接等を通しましていろいろお話を伺ってまいりましたが、非常に積極的に、保護すべきものは保護していこうという姿勢を何度も感じておりますので、こういった方向性で今後も引き続きよろしく申し上げます。

それから、食品に関しましても随分御相談等が増えておりまして、いろいろなものもしかすると乱立するのかもしれないと考えております。ですので、公平に、そして審査官による判断のばらつきがないように、きちんとした審査をぜひやっていただいて、進歩性がないと思うものに関してはきちんと拒絶していただくということでもよろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

小高委員、お願いいたします。

○小高委員 特にP B Pクレームに関しましては、昨年から社内でも検討しておりまして、出願を絞った部門もあったのですが、今は通常通り出すものは出すということで対応していますので、今後ともよろしく願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますか。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、本日の会合はここまでということでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後に今後のスケジュール等につきまして事務局から説明をお願いします。

○田村審査基準室長 本日はまことにありがとうございました。先ほど御了承いただきましたとおり、I o T関連技術に関する事例を追加した改訂審査ハンドブックを今月末を目

途に公表したいと考えております。また、各議題で説明させていただきましたとおり、I
o T関連技術に関する事例も含め、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。
事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第10回審査基準専門委員会ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

5. 閉 会